

26. (Gno.73) 高等教育に関する法と制度の比較研究 (比較高等教育法制研究会)

代表：早田 幸政

2015/02/20 (承認) 2015 年度 (開始)

【研究の目的】

日本の高等教育は、近代化の過程で諸外国をモデルと参考としつつ構築され、高度に発展してきたが、今日グローバル化を背景として、大きな法・制度の変動に直面している。そこで、本共同研究では、諸外国の高等教育に係る法と制度を比較の視点で調査研究するのみならず、教育学あるいは教育制度論といった隣接学問分野との連携により、日本の高等教育に関する法と制度の位相を明らかにし、その向上に貢献するものである。

【研究活動及び成果】

総括

COVID-19 の影響を受け、本年度も共同研究グループ全体としての研究については、困難を極め、所属の研究者個人研究を中心とせざるを得なかった。ただし、年度末に研究会を開催し、複数の報告を得た。

学術雑誌

早田幸政 資料「CHEA「アクレディテーション機関の認証に関する基準・手続」『比較法雑誌』56 巻 2 号 239 頁 (2022 年)

口頭発表

2023 年 3 月 19 日 共同研究グループ研究会 (於：大学基準協会会議室) (ゲスト報告者を含む)

報告：工藤潤 (大学基準協会事務局長)

「英国における資格枠組の意義と特質 - RQF と FHEQ の分析から -」

報告：望月太朗 (大阪大学教授)

「国境を越えた学生の教育交流と大学の質保証 - 日タイにおける現場での経験と比較から -」

報告：堀井祐介 (金沢大学教授)

「早田先生との関わり」

報告：早田幸政 (中央大学教授)

「これまでの活動を振り返って」